

第21回定時株主総会の招集に際してのその他の電子提供措置事項

【事業報告】

- 「主要な事業内容」 「主要な営業所」 「従業員の状況」 「主要な借入先の状況」
- 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」 「株式の状況」 「新株予約権等の状況」
- 「会計監査人の状況」 「業務の適正を確保するための体制」
- 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- 「会社の支配に関する基本方針」 「剰余金の配当等の決定に関する方針」

【連結計算書類】

- 「連結貸借対照表」 「連結損益計算書」 「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」

【計算書類】

- 「貸借対照表」 「損益計算書」 「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

【監査報告】

- 「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」 「計算書類に係る会計監査人の監査報告」
- 「監査等委員会の監査報告」

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいたします。

1. 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
医療アシスタンス事業	海外旅行や海外駐在、海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと比べて不自由なく必要な医療を受けられるように手配し、ご支援するサービスです。
ライフアシスタンス事業	クレジットカード会社のカード会員に対するコンシェルジュサービスを提供し、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を楽しんでいただくためのお手伝いをするサービスです。

(2) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

当社	本社：東京都文京区 大阪オフィス：大阪府大阪市中央区 イギリス事業所：West Sussex, United Kingdom
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	本社：Richmond, Virginia U.S.A.
北京威馬捷国際旅行援助 有限責任公司	本社：北京市朝陽区 上海オフィス：上海市静安区 広州オフィス：広東省広州市天河区 大連オフィス：遼寧省大連市中山区
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	本社：Singapore
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	本社：Bangkok, Thailand
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	本社：Vancouver, Canada

(3) 従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療アシスタンス事業	161 (26) 名	△4 (1) 名
ライフアシスタンス事業	40 (5) 名	△5 (△3) 名
管理部門等	28 (3) 名	4 (△1) 名
合計	229 (34) 名	△5 (△3) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
164 (22) 名	△5 (△6) 名	43.8歳	8.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(4) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	220,000千円
株式会社三井住友銀行	308,000千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社第四北越銀行	80,000千円
株式会社横浜銀行	70,000千円
株式会社きらぼし銀行	60,000千円
株式会社千葉銀行	50,000千円
株式会社みなと銀行	50,000千円

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,304,000株
- ② 発行済株式の総数 2,519,600株
- ③ 株主数 1,998名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
徐 志 敏	297,900株	11.83%
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	183,900株	7.30%
水 鮑 健 一 郎	75,600株	3.00%
徐 慧 明	70,000株	2.78%
徐 宏 沢	68,000株	2.70%
徐 雲 沢	68,000株	2.70%
安 全 サ ポ ー ト 株 式 会 社	66,600株	2.64%
舞 原 満 博	51,700株	2.05%
楽 天 証 券 株 式 会 社	43,100株	1.71%
飯 田 啓 三	40,000株	1.59%

(注) 持株比率は自己株式（430株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年12月31日現在)

		第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2018年5月18日	2021年12月16日	2022年12月15日
新株予約権の数		100個	15個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 1,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 1,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 104,300円 (1株当たり1,043円)	新株予約権1個当たり 127,200円 (1株当たり1,272円)	新株予約権1個当たり 105,500円 (1株当たり1,055円)
権利行使期間		2020年5月22日から 2028年2月29日まで	2023年12月18日から 2031年2月28日まで	2024年12月17日から 2032年2月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 3
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を 除く)	新株予約権 の数 100個 目的となる 株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権 の数 15個 目的となる 株式数 1,500株 保有者数 1名	新株予約権 の数 15個 目的となる 株式数 1,500株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権 の数 一個 目的となる 株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権 の数 一個 目的となる 株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権 の数 一個 目的となる 株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。
 - 2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
 - 3) その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 第6回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- 1) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに

準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

3. 第7回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 明星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は、2023年3月24日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

また、当社と会計監査人明星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を取締役会で決議しております。取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。
- ロ. 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。
- ハ. 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。
- ニ. 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。
 - ロ. 当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。
 - ロ. 「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。
 - ハ. 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月1回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。
 - ロ. また、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。
 - ハ. 当社は、執行役員制度を導入し、執行役員は取締役会ないし代表取締役社長が決定した業務の範囲内で業務執行を行い、効率的な職務執行を目指す。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

ニ. 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
 - ロ. 当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
 - ハ. 内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
- 二. 内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。
- ホ. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。
 - ハ. 内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。

- 二. 当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に対する取り組み
 - イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年6回開催し、会社の体制・業務等のチェックおよび改善と教育・啓蒙活動を行いました。また、内部通報制度についても、「内部通報制度運用規程」に基づき、適正に運用いたしました。
 - ロ. 内部監査室が全組織の内部監査を定期的を実施し、その結果を社長に報告するとともに、被監査組織にフィードバックしております。
 - ハ. 取引先との間で締結する全契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込む他、反社会的勢力排除の活動を継続しています。
 - 二. 金融商品取引法に基づく内部統制システムの運用を継続し、期末には内部監査室が本システムが適正に機能しているか、全組織にわたり監査を実施し大きな問題の無いことを確認しました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に対する取り組み
 - イ. 取締役会における意思決定の内容や職務執行状況の報告等を取締役会議事録に記録し、また、稟議決裁書には取締役の決裁、コメント等を記録しました。「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、これらの文書を保存・管理しております。
 - ロ. 情報セキュリティのリスクに対応するため、サイバーセキュリティ被害を包括的に補償するサイバー保険への加入を継続しました。

- ハ. 大型案件受注で個人情報の取り扱いが増えたことから、当事業年度における重点事業目標の一つである「安心してビジネスを展開するための個人情報保護対策の実施」として、外部専門家を起用したプライバシー対応の現状調査や具体策の協議を進め、社内規程の改訂や教育資料の作成、啓蒙活動の活発化等を行ってプライバシーマネジメント態勢の充実を図りました。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組み
- イ. 社長を委員長とするリスク管理委員会を年6回開催し、具体的なリスクの対策検討や他社事例の研究等を行いました。
- ロ. リスク管理基本規程に従って、従業員が新型コロナウイルスなどの感染症や、台風・大雪などによる交通麻痺のために業務に支障を来すことがないようにするため、在宅勤務・時差勤務等の利用を引き続き活用しました。5類移行後も、事業所内には消毒液などの衛生用品を常設し、手洗い・消毒は出来る環境としました。社内でのマスクの着用については個人の裁量に任せることとしました。インフルエンザ予防接種の出張接種を利用するなど、引き続き社内での感染症防止に努めました。
- ④ 取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制に対する取り組み
- イ. 年度予算を策定するとともに、毎月1回の定時取締役会で月次決算の内容および予算と実績の対比を報告し、業務推進の指針としました。また、全社および各組織の事業計画を策定し、適宜フォローを実施し、以降の計画に反映しました。
- ロ. 毎月1回開催する定時取締役会に加えて、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定等を機動的に行いました。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に対する取り組み
- イ. コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に子会社の代表者も出席し、関連の議題を取り上げて共に検討を行いました。
- ロ. 当社の取締役常勤監査等委員および内部監査室長がタイの子会社に対して、また取締役常勤監査等委員がイギリス支店に対して、書面監査及び対面でのヒアリングを行いました。

ハ. 子会社を含む当社グループの年度予算および事業計画を策定し、毎月1回子会社の代表者が参加する組織長会議において、月次決算の内容および予算と実績の対比を報告させるとともに、当社取締役との間で経営課題の意見交換を行っております。

- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に対する取り組み
- イ. 監査等委員会補助使用人を定め、監査等委員会の指揮命令のもとに、上記(4)で掲げた体制で定めている監査等委員会への報告義務を当社グループ内に周知しております。
 - ロ. 毎月1回開催する子会社代表も出席する組織長会議への監査等委員の出席を求めるとともに代表取締役社長、内部監査人、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査等委員会監査の実効性の確保に繋げております。
 - ハ. 監査等委員会の計画どおり日本監査役協会費用等を支出しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、できる限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような観点から、当社は、年1回の期末配当を行うことを基本として、資本政策および配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期業績を踏まえた利益還元を行いたく、1株あたり普通配当5円を予定しております。

また、自己株式の取得につきましては、当社は、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,460,343	流動負債	1,937,824
現金及び預金	2,266,765	買掛金	21,944
売掛金及び契約資産	169,455	短期借入金	1,080,000
立替金	745,729	一年内返済予定の長期借入金	8,000
その他	279,344	未払金	82,055
貸倒引当金	△952	未払法人税等	1,290
固定資産	225,014	契約負債	501,665
有形固定資産	83,786	その他	242,868
建物	33,867	固定負債	33,598
器具及び備品	49,918	繰延税金負債	20,003
無形固定資産	55,773	その他	13,594
ソフトウェア	43,563	負債合計	1,971,423
その他	12,210	(純資産の部)	
投資その他の資産	85,454	株主資本	1,547,431
長期貸付金	23,211	資本金	312,001
繰延税金資産	3,939	資本剰余金	201,477
その他	58,303	利益剰余金	1,034,470
資産合計	3,685,357	自己株式	△517
		その他の包括利益累計額	123,543
		為替換算調整勘定	123,543
		新株予約権	42,960
		純資産合計	1,713,934
		負債純資産合計	3,685,357

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,598,924
売上原価		2,695,037
売上総利益		903,887
販売費及び一般管理費		730,460
営業利益		173,426
営業外収益		
受取利息	2,091	
為替差益	10,323	
貸倒引当金戻入	312	
その他	774	13,502
営業外費用		
支払利息	5,080	
その他	572	5,652
経常利益		181,276
特別損失		
固定資産除却損	236	236
税金等調整前当期純利益		181,039
法人税、住民税及び事業税	48,231	
法人税等調整額	12,826	61,058
当期純利益		119,981
親会社株主に帰属する当期純利益		119,981

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	312,001	201,477	972,431	△482	1,485,426
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△57,941		△57,941
親会社株主に帰属する当期純利益			119,981		119,981
自己株式の取得				△35	△35
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	62,039	△35	62,004
当 期 末 残 高	312,001	201,477	1,034,470	△517	1,547,431

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	87,719	87,719	32,701	1,605,847
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△57,941
親会社株主に帰属する当期純利益				119,981
自己株式の取得				△35
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	35,823	35,823	10,258	46,082
連結会計年度中の変動額合計	35,823	35,823	10,258	108,087
当 期 末 残 高	123,543	123,543	42,960	1,713,934

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.
EAJ Assistance Services Canada, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 当社グループは定率法を採用し、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～15年
器具及び備品 4～15年

・無形固定資産

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ 医療アシスタンス事業に係る収益

(1) 海外旅行保険の付帯としてのサービス

損害保険会社等と契約を締結し、海外旅行保険加入者（被保険者）が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受信支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを被保険者に提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入を主な収入としております。

年間契約料は、契約期間にわたり、当該サービスを被保険者からの要求に対して迅速に対応ができる体制を維持する履行義務に対応するものであることから、経過期間に応じて収益を認識しております。また、案件毎のサービス提供内容に応じた手数料収入は、被保険者に対してアシスタンスサービスを提供後、顧客に対して案件毎の業務受託報告を行うことで履行義務が充足されることから、請求書兼報告書による業務受託報告が完了した時点で収益を認識しております。

(2) 自社展開のアシスタンスサービス

① 法人向け医療アシスタンスサービス

海外展開している法人や官公庁と契約を締結し、海外駐在者・海外渡航者に対して医療支援を含めた危機管理・危機対応に関するアシスタンスサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、海外駐在者・海外渡航者からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

② 留学生危機管理サービス

大学と契約を締結し、海外留学をする学生に対して、医療アシスタンスサービスや海外生活における問題解決支援など広く留学生生活を支援するサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料収入と案件毎の留学期間に応じた手数料収入を主な収入としております。

当該サービスは、パッケージ化された業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供

を一つの履行義務として認識しております。

また、大学または留学生からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間または留学期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

③官公庁事業に関する医療支援サービス

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、官公庁より帰国者及び入国者に対する検疫・追跡業務を受託しております。検疫業務は、検疫時に実施している検査証明書の書類や健康居所確認アプリのインストール・ログインを、帰国者及び入国者が出発国にいる段階で確認する業務を受託しております。また、追跡業務は、入国者の健康確認等を行う健康フォローアップセンターによる健康観察や健康相談等を行う業務を受託しております。

加えて、外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」として、全国の医療機関からの相談対応業務を受託しております。

これらは、業務の進捗に従って履行義務が充足されるため、業務の進捗に基づき実際に発生した原価に応じた収益を認識しております。

・ライフアシスタンス事業に係る収益

ライフアシスタンス事業では、クレジットカード会社と契約を締結し、カード会員に対してレストランの予約やイベントチケットの取得等のコンシェルジュサービスを提供する業務を受託しており、年間契約料を主な収入としております。

当該サービスは、契約上合意した業務内容を一体のサービスとして提供することで顧客が便益を享受することから、当該サービスの提供を一つの履行義務として認識しております。

また、カード会員からの要求に対して迅速に対応ができる体制の維持を含め契約期間にわたりサービスの提供を行うことから、経過期間に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	363,364千円
(2) 売掛金及び契約資産の内訳は次のとおりであります。	
売掛金	117,769千円
契約資産	51,686千円
計	169,455千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,519,600株	一株	一株	2,519,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	390株	40株	一株	430株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の総金額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	45,345千円	18円	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	12,596千円	5円	2023年6月30日	2023年9月20日

(注) 2023年8月10日取締役会決議による1株当たり配当額5円は、創業20周年記念配当であります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総金額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年2月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,595千円	5円	2023年12月31日	2024年3月28日

(4) 当該連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,800株	10,000株	20,500株
新株予約権の残高	104個	100個	205個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的な預金等での運用に限定しております。

また、当社グループの所要資金調達は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金の調達となっております。運転資金は自己資金、短期借入金及び長期借入金で賄い、設備投資資金は自己資金の充たに加え、長期借入金による調達を行っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うことで生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、海外で事業を行うことで生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後約1年であります。これらについては変動及び固定金利による調達を行っていますがその時々の変動によるリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部固定金利による調達を行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また流動性リスクの備えとして、銀行群と当座貸越契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、42%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、立替金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	27,245	26,600	△645
資産計	27,245	26,600	△645
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	8,000	8,000	—
負債計	8,000	8,000	—

(※) 市場価格がない株式等の連結貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	－	26,600	－	26,600
資産計	－	26,600	－	26,600
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	8,000	－	8,000
負債計	－	8,000	－	8,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金(1年内回収予定の長期貸付金を含む)

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	医療アシスタンス事業	ライフアシスタンス事業	計
得意先別内訳			
中央省庁	1,226,076	-	1,226,076
民間・その他	1,958,510	414,337	2,372,848
顧客との契約から生じる収益	3,184,587	414,337	3,598,924
外部顧客への売上高	3,184,587	414,337	3,598,924
収益認識の時期			
一時点で移転される財又はサービス	1,253,850	29,613	1,283,464
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,930,736	384,724	2,315,460
顧客との契約から生じる収益	3,184,587	414,337	3,598,924
外部顧客への売上高	3,184,587	414,337	3,598,924

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	633,015
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	117,769
契約資産 (期首残高)	15,307
契約資産 (期末残高)	51,686
契約負債 (期首残高)	368,202
契約負債 (期末残高)	501,665

契約資産は、主に、官公庁事業に関する医療支援サービスの契約について、期末日時点で完了しているが未請求の役務提供に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業のサービスに関連する年間契約に基づき、契約の履行に先立ち顧客から受領した前受金及び前受収益で、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、241,158千円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は89,188千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	663円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円63銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,995,318	流動負債	1,960,359
現金及び預金	1,832,504	買掛金	21,944
売掛金及び契約資産	165,829	短期借入金	1,080,000
立替金	742,072	一年内返済予定の長期借入金	8,000
前渡金	2,673	未払金	146,184
前払費用	69,838	未払費用	32,931
その他	183,353	契約負債	501,324
貸倒引当金	△952	預り金	160,026
固定資産	278,813	その他	9,947
有形固定資産	53,467	負債合計	1,960,359
建物	25,250	(純資産の部)	
器具及び備品	28,216	株主資本	1,270,812
無形固定資産	49,533	資本金	312,001
ソフトウェア	37,323	資本剰余金	201,477
その他	12,210	資本準備金	98,001
投資その他の資産	175,812	その他資本剰余金	103,476
関係会社株式	130,441	利益剰余金	757,851
長期貸付金	6,600	その他利益剰余金	757,851
繰延税金資産	5,704	繰越利益剰余金	757,851
その他	33,066	自己株式	△517
資産合計	3,274,132	新株予約権	42,960
		純資産合計	1,313,772
		負債純資産合計	3,274,132

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,570,305
売 上 原 価		2,699,366
売 上 総 利 益		870,939
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		723,683
営 業 利 益		147,256
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	218	
為 替 差 益	10,637	
貸 倒 引 当 金 戻 入	312	
そ の 他	99	11,268
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,080	
そ の 他	407	5,487
経 常 利 益		153,038
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		153,019
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,905	
法 人 税 等 調 整 額	10,481	54,387
当 期 純 利 益		98,632

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	312,001	98,001	103,476	201,477	717,160	717,160	△482	1,230,156	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△57,941	△57,941		△57,941	
当期純利益					98,632	98,632		98,632	
自己株式の取得							△35	△35	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	40,690	40,690	△35	40,655	
当 期 末 残 高	312,001	98,001	103,476	201,477	757,851	757,851	△517	1,270,812	

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	32,701	1,262,858
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△57,941
当期純利益		98,632
自己株式の取得		△35
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	10,258	10,258
事業年度中の変動額合計	10,258	50,914
当 期 末 残 高	42,960	1,313,772

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～15年
器具及び備品 4～15年
- ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載の内容と同一であるため、記載を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 151,216千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
短期金銭債務 67,399千円

4. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
売上高 9,878千円
業務委託費 655,553千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	390株	40株	一株	430株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	184千円
敷金償却費	5,367千円
貸倒引当金	291千円
貸倒損失	914千円
未払事業所税	1,042千円
その他	7,089千円
繰延税金資産小計	14,889千円
評価性引当額	△7,419千円
繰延税金資産合計	7,469千円
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金負債	
未取還付事業税	△1,764千円
繰延税金負債合計	△1,764千円
繰延税金資産の純額	5,704千円

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	504円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	39円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

明星監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	松 本	保 範
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	中 西	麻 理
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

明星監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	松 本	保 範
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	中 西	麻 理
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に関する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 監査等委員会

監査等委員会 勝 田 和 行 ㊞
委 員 長

常勤監査等委員 土 屋 聡 美 ㊞

監 査 等 委 員 三 宅 秀 夫 ㊞

(注) 監査等委員勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。